

議会議案第 1-13 号

令和元年 12 月 12 日

葉山町議会議長 伊東 圭介 様

提出者

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 道子

安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める  
意見書の提出について

地方自治法第 109 条第 6 項及び葉山町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定によ  
り、別紙のとおり提出します。

提案理由

国に対し、医療従事者等の大幅増員と夜勤改善を図る対策を講じるよう求め  
るため、提案するものであります。

## 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を 求める意見書

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態であり、そのため一人ひとりの過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も医師・介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じているが具体的な改善には至っていない。

2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求める。

また、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要である。

よって、国においては、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、次の事項について要望する。

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

- ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日

葉山町議会

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣  
厚生労働大臣